

平成十九年経済産業省・環境省令第一号

割当量口座簿の運営等に関する省令  
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、割当量口座簿の運営等に関する省令を定める。（用語）

この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（割当量口座簿の記録事項）

第二条 法第四十五条第三項第一号の環境省令・経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （以下「口座番号」という。）
- 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
- 口座名義人の電話番号その他の連絡先
- 算定期割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先

第三条 法第四十六条第三項の申請書の様式は、

- （管理口座の開設の申請）
- 法第四十六条第三項の申請書の様式は、

（管理口座の開設の申請）

- 法第四十六条第三項の環境省令・経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 算定期割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先

（管理口座の開設の申請）

- （管理口座の開設を受けようとする内国法人の電話番号その他の連絡先）
- （管理口座の開設を受けようとする内国法人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記）

（変更の届出）

- 法第四十七条第一項の届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。
- 法第四十七条第一項の環境省令・経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店明書を添付しなければならない。

（変更の届出）

- 法第四十七条第一項の届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。
- 法第四十七条第一項の環境省令・経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 口座名義人の電話番号その他の連絡先明書を添付しなければならない。

（変更の届出）

- 法第四十七条第一項の届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。
- 法第四十七条第一項の環境省令・経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 口座名義人の電話番号その他の連絡先明書を添付しなければならない。ただし、変更明書を添付しなければならない。ただし、変更

に係る事項が前項第三号に掲げる事項のみである場合には、登記事項証明書を添付することを要しない。

（算定期割当量の振替の申請）

第五条 法第四十八条第二項の申請は、様式第三の申請書によつてしなければならない。

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 申請を行う口座名義人の登記事項証明書の申請書によつてしなければならない。
- 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものの国管理口座への償却を目的とする振替の申請を行つては、申請を行う口座名義人が当該申請に係る京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量と同量の算定期割当量を国管理口座に移転する旨を記載した書面

三 第一項の申請は、償却又は他の締約国に存在する口座への算定期割当量の振替に関する国際的な決定がある場合には、当該決定を勘案して環境大臣及び経済産業大臣が告示で定める日までに行わなければならない。

（申請による算定期割当量の振替を行わない場合）

第六条 法第四十八条第四項の環境省令・経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 事務局から特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合における当該通知に係る特定認証排出削減量の振替の申請（法第四十八条第三項第三号に掲げる目的で行われるもの）である場合

（官庁又は公署の嘱託による算定期割当量の振替）

第七条 法第四十八条第二項から第四項までの申請による算定期割当量の振替の手続に関する規定

は、同条第六項の官庁又は公署の嘱託による算定期割当量の振替の手続に準用する。

（特定認証排出削減量）

（官庁又は公署の嘱託による算定期割当量の振替）

（環境大臣及び経済産業大臣による通知）

第七条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、事務局から特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合において、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人が二以上ある場合には、それぞれの口座名義人が保有する特定認証排出削減量の割合に応じて算定期割当量の国管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。（法第四十九条第一項の義務の履行に用いることができるない算定期割当量）

二 前項の申請書には、申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条 令第二十条の申請は、様式第七の申請書によつてしなければならない。

二 前項の申請書には、申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（信託の記録の変更の申請）

解任した場合において、令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

二 前項の申請書には、申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（信託の記録の変更の申請）

場合には、当該振替の申請に係る法第六十二条の手数料を免除するものとする。

### 附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十七号）の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

### 附 則（平成一九年九月二八日経済産業省・環境省令第一一号）

この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

### 附 則（平成二〇年六月一三日経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成二七年一〇月一六日経済産業省・環境省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成二八年五月一七日経済産業省・環境省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和二年一二月一八日経済産業省・環境省令第五号）

（施行日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

### 附 則（令和四年七月二八日経済産業省・環境省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

## 様式第一（第三条関係）

様式第一（第三条関係）（付表第2第1項第1号）（付表第2第2項第1号）	
収入印鑑 押印（捺印）	
管理上の開設申請書	
年	月
申請者	提出者
申請者大名 略称兼葉ふり	登録者大名 登録者番号
申請者登記の名称 登記者登記の名称	
地政権化前後を通じて同一の法律第47条第2項の規定により、管轄官署の管轄について、あわせて申請します。	
管轄官署の登記を受けることにより、内閣総理大臣の名前及び電話番号等を他の連絡	
番号	
登記番号 外務省登記番号	
実質による登記	
郵便番号	
固有地番番号	
フックス番号	
固有地番フックス番号	
本店等の所在地	
新規登記番号	既存登記番号
新規登記番号	
既存登記番号	
管轄官署以下	
管轄官署による登記	
代表者の氏名	
(ふりがな) 代表者の氏名	
実質による登記	

実質登記の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先	
部署の名称	
部署番号	郵便番号
管轄官署の名称	
管轄官署番号	
管轄官署住所	
管轄官署電話番号	
管轄官署FAX番号	
管轄官署メールアドレス	

様式第二（第四条関係）（付表第2第1項第2号）（付表第2第2項第2号）	
提出者印鑑 押印（捺印）	
管轄上の開設申請書	
年	月
申請者	提出者
申請者大名 略称兼葉ふり	登録者大名 登録者番号
申請者登記の名称 登記者登記の名称	
地政権化前後を通じて同一の法律第47条の規定により、管轄官署の管轄について、あわせて申請します。	
管轄官署の登記を受けることにより、内閣総理大臣の名前及び電話番号等を他の連絡	
番号	
登記番号 外務省登記番号	
実質による登記	
郵便番号	
固有地番番号	
フックス番号	
固有地番フックス番号	
本店等の所在地	
新規登記番号	既存登記番号
新規登記番号	
既存登記番号	
管轄官署以下	
管轄官署による登記	
代表者の氏名	
(ふりがな) 代表者の氏名	
実質による登記	

## 様式第二（第四条関係）

算定期額料金の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先	
部署の名称	
愛称番号	部署番号名
市町村別名	
市区町村以下	
電話番号	
電子メールアドレス	

備考  
① 変更がない部分も含め、すべて記入すること。  
② 誤出書の見紙の大きさは日本工業規格A4とするこ

様式第三（第五条関係）

\* 審議事項の権限別には、AUU(被認可権限化)等の権限に関する法律(以下「法」)という、また第二種業者一項に規定する新規事業者として、ERI(企事業主一項に規定する新規事業者を意味する)、CEB(企事業主二項に規定する新規事業者を意味する)、CEC(企事業主三項に規定する新規事業者を意味する)とされた新規事業者に係る開設の認可の発給に係る手続等についての規制が、既に既存の法律(既存法)という、ICEB(企事業主六項に規定する新規事業者を意味する)とされた既存の法律(既存法)という、CEB(企事業主七項に規定する新規事業者を意味する)とされた既存の法律(既存法)という、ICEB(企事業主八項に規定する新規事業者を意味する)の別を記入すること。\* 単項目の用語の大さきは日本語用語規範44どること。

様式第四（第八条関係）

この複数機関には、AMF（地震動強度対応の指標に関する決議）（以下「決議」という。）<sup>1)</sup>に掲載第一号に規定する割当量をいう。）、CEM（第二章第1項に掲載第二号に規定する鉛直量をいう。）、CEK（第二章第2項に掲載第二号に規定する鉛直量と傾斜量のうち、既述の規範式された鉛直震度量とする規範的量の決定式を規定するまでの期間に算出された鉛直震度量をいう。）、CEC（法規第十九条各款に規定する専門部会は区域、地盤、構造、機器等のうち、CEB（第二章第2項に掲載第二号に規定する専門部会は区域、地盤、構造、機器等のうち、

次に、送信するメッセージの内容を入力する。この例では、新規登録用の「登録情報入力用メッセージ」が選択されている。メッセージ本文には、登録用の各項目を記入する。  
次に、TOP画面の「登録用」のボタンをクリックして、登録情報を入力すること。



受取者個人の作業又は製造 販売並びに販賣販批である旨 受取者の直営のない販賣である ことを示す 会員登録である旨 会員登録の 会員登録の登録方法 会員登録の登録事項 その他会員登録の事項
---

(2) 申請書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

専門審査部長の権限には、AAU（税制監視官）の質疑に関する権限がある（以下「質」）。従事者第六項第一号に規定する割留量をいふ）、KEK（税制監視官第二条第五回第二号に規定する特許利権範囲をいふ）、CER（税制監視官第二条第三回以下に規定する特許権範囲のうち特許権事務所による認定された特許権範囲をいふ）、CEK（法典第九回第一項に規定する特許権範囲をいふ）、CEK（法典第二条第五回第二号に規定する特許権範囲をいふ）、CEK（税制監視官割留量をいふ）、CEK（税制監視官第二条第五回第二号に規定する特許権範囲をいふ）の割を認入すること。

株式第九(第十四条関係) (セイトウカクシキ(セイトウノセンガク))  
管理会議の開催申告書 年 月 日

開催大司馬 段  
前次承認大司馬

申請者 始期  
新規登録の運営等に関する命令書+○会社一連の変更により、管理会議の開  
止について、次のとおり申告します。

会議番号	10
会議名	会社名
会議登録名	会社名
備考	会議室の用紙の大きさは日本二面規格444mm×320mmです。